

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q&A (1)

※文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

Q1 手引きの2. 用語の定義(2)に、工期は「工事の始期から工事完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう」とあるが、実際に屋外作業があった実稼働日としたいが良いか？	A1 工期は実稼働日とはせず、手引きに記載のとおり、工事の始期から工事の完成日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計としてください。																			
Q2 手引きの2. 用語の定義(2)で、工場製作のみを実施している期間は工期に含まないものとしているが、工場製作実施期間中に行った現場作業は、工期としてカウントできるか？	A2 工場製作のみを実施している期間を含めないこととしていますので、この質問の場合、現場作業があれば工期としてカウントしてください。																			
Q3 熱中症対策を創意工夫として実施し工事成績評定で加点した場合、本補正の取り扱いは？ また、現場環境改善費と合わせて補正が可能か？	<p>A3 下記表のとおり対応願います。</p> <table border="1" data-bbox="801 1246 1341 1493"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">加点、率等計上</th> </tr> <tr> <th>Case1</th> <th>Case2</th> <th>Case3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創意工夫</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>現場管理費補正</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は現場環境改善費の実施内容が、<u>熱中症対策のみの場合が対象</u>。熱中症対策に関する創意工夫、現場環境改善費補正は、重複してはいけません。ただし、熱中症対策以外の項目については、現場環境改善費と本補正の重複が可能です。</p>	評価項目	加点、率等計上			Case1	Case2	Case3	創意工夫	○	×	×	現場環境改善費	×	○	×	現場管理費補正	×	×	○
評価項目	加点、率等計上																			
	Case1	Case2	Case3																	
創意工夫	○	×	×																	
現場環境改善費	×	○	×																	
現場管理費補正	×	×	○																	

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q&A (2)

※文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

Q4 トンネル内の作業は屋外作業といえるのか？	A4 トンネル工事（新設）及び補修工事（壁面、舗装などの修繕工事、照明修繕工事など）は、屋外作業と判断します。
Q5 最寄りの観測所とは？	A5 施工現場から直線距離で最も近い観測所を最寄りの観測所としてください。（「松江」「鹿島」「斐川」が考えられます。）
Q6 日最高気温が30度を超える真夏日の日数には休日等の不稼働日の日数を含むのか？	A6 含みます。ただし、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含みません。
Q7 本補正の対象工事とした場合、熱中症対策の実施内容を取りまとめ、受注者から発注者に、提出または報告を行う必要があるか？	A7 気温の計測結果の報告と合わせて、工事打合簿により熱中症対策の実施内容を報告してください。
Q8 本補正該当工事で、熱中症による労働災害が発生した場合、本補正の対象となるか？	A8 本補正の対象となります。 ただし、熱中症による労働災害が発生した場合、発注者は書類、聞き取り等により熱中症対策が行われていたかを確認してください。熱中症対策を行っていなかった場合は、本補正の対象なりません。
Q9 手引きの7. 既契約工事（1）気温の計測期間の「基準日」はいつにすれば良いか？	A9 原則「基準日」は工事の始期としてください。

熱中症対策に係る現場管理費補正 Q&A (3)

※文中内の本補正とは、熱中症対策に係る現場管理費補正をいう

Q10 手引きの6. 積算方法等の(1)2) 現場管理費に記載されている施工地域を考慮した補正係数とは何を指すのか?	A10 施工地域を考慮した補正係数とは、積算基準書第1編I-2-②-37表-3に記載されている各施工地域区分の補正係数です。
Q11 手引きの6. 積算方法等(1)3)、(2)4)点在する施工箇所をまとめ発注する場合の積算への適用に、「点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。」と記載されているが、これは施工箇所毎にそれぞれ真夏日率を算出するという意味か?	A11 本補正を施工箇所毎に実施してもよいという意味です。真夏日率の算出を施工箇所毎に行うという意味ではありません。真夏日率は工事全体の工期から算出してください。 (地区毎の設計書いずれも同じ真夏日率になります。)

